

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 第3期中期目標案、宇宙基本計画、見直し内容 対照表

「勧告の方向性」の指摘事項を踏まえた見直し内容	第3期中期目標案	宇宙基本計画
	<p>目次</p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ</p> <p>(1) 測位衛星</p> <p>(2) リモートセンシング衛星</p> <p>(3) 通信 放送衛星</p> <p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>2 将来の宇宙開発利用の可能性の追求</p> <p>(1) 宇宙科学 宇宙探査プログラム</p> <p>(2) 有人宇宙活動プログラム</p> <p>(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</p> <p>3 航空科学技術</p> <p>4 横断的事項</p> <p>(1) 利用拡大のための総合的な取組</p> <p>(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献</p> <p>(3) 宇宙を活用した外交 安全保障政策への貢献と国際協力</p> <p>(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進</p> <p>(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集 調査分析機能の強化</p> <p>(6) 人材育成</p>	<p>目次 (×下線は 中期目標への反映部分)</p> <p>はじめに</p> <p>第1章 宇宙基本計画の位置付けと新たな宇宙開発利用の推進体制</p> <p>1-1 宇宙基本計画の位置付け</p> <p>1-2 宇宙基本計画の対象期間</p> <p>1-3 宇宙開発利用の推進体制</p> <p>第2章 宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針</p> <p>2-1 現状認識</p> <p>2-2 基本的な方針</p> <p>(1) 宇宙利用の拡大</p> <p>(2) 自律性の確保</p> <p>2-3 施策の重点化の考え方と3つの重点課題</p> <p>2-4 我が国の宇宙開発利用に関する6つの基本理念</p> <p>(1) 宇宙の平和的利用</p> <p>(2) 国民生活の向上等</p> <p>(3) 産業の振興</p> <p>(4) 人類社会の発展</p> <p>(5) 国際協力等の推進</p> <p>(6) 環境への配慮</p> <p>第3章 宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策</p> <p>3-1 <u>宇宙利用拡大と自律性確保を実現する4つの社会インフラ</u></p> <p><u>A 測位衛星</u></p> <p><u>B リモートセンシング衛星</u></p> <p><u>C 通信 放送衛星</u></p>

	<p>(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</p> <p>(8) 情報開示 広報</p> <p>(9) 事業評価の実施</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 内部統制 カハナンスの強化</p> <p>2 柔軟かつ効率的な組織運営</p> <p>3 業務の合理化 効率化</p> <p>4 情報技術の活用</p> <p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設 設備に関する事項</p> <p>2 人事に関する事項</p> <p>3 安全 信頼性に関する事項</p>	<p><u>D 宇宙輸送システム</u></p> <p>3-2 将来の宇宙開発利用の可能性を追求する3つのプログラム</p> <p><u>E 宇宙科学 宇宙探査プログラム</u></p> <p><u>F 有人宇宙活動プログラム</u></p> <p><u>G 宇宙太陽光発電研究開発プログラム</u></p> <p>3-3 宇宙空間の戦略的な開発 利用を推進するための8つの横断的施策</p> <p>(1) <u>宇宙利用の拡大のための総合的施策の推進</u></p> <p>(2) <u>強固な産業基盤の構築と効果的な研究開発の推進</u></p> <p>(3) <u>宇宙を活用した外交 安全保障政策の強化</u></p> <p>(3-1) 宇宙外交の推進</p> <p>(3-2) 宇宙を活用した安全保障政策の強化</p> <p>(3-3) 国別対応方針</p> <p>(4) <u>相手国のニーズに応えるインフラ海外展開の推進</u></p> <p>(5) <u>効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集調査分析機能の強化</u></p> <p>(6) <u>宇宙開発利用を支える人材育成と宇宙教育の推進</u></p> <p>(7) <u>持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮</u></p> <p>(8) <u>宇宙活動に関する法制の整備</u></p> <p>3-4 宇宙関連施策を効率的 効果的に推進する方策の在り方</p> <p>(1) 重複排除</p> <p>(2) 民間活力の活用</p> <p>(3) 関係府省間の連携強化</p> <p>(4) 海外展開支援のための施策連携</p> <p>(5) 研究開発事業の省庁間連携や宇宙開発利用の事業評価の徹底等</p> <p>(6) 運用経費や施設設備の維持費の合理化</p> <p>第4章 宇宙基本計画に基づく施策の推進</p> <p>(1) 宇宙基本計画に基づく施策の実施</p> <p>(2) 施策の進捗状況のフォローアップと公表</p> <p>(3) 宇宙以外の政策との連携</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第1 事務及び事業の見直し

1 宇宙政策全体の中での宇宙航空研究開発機構の位置付け

宇宙航空研究開発機構については貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し 政府全体として事業の成果の最大化を図る観点から 平成24年7月に構築された新たな宇宙開発利用の戦略的な推進体制の下 宇宙基本計画に基づき策定される中期目標において 宇宙航空研究開発機構の使命及びその達成すべき目標の明確化を図り 宇宙政策全体の中で宇宙航空研究開発機構が真に担うべき事業に重点化することとする その際 宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から 他の研究開発型の独立行政法人 大学及び民間との役割分担 連携を図ることとする

上記の取組を行って当たり宇宙航

I 中期目標の期間

平成25年4月1日より平成30年3月31日までとする

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

内閣府設置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第35号）により独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号 以下「機構法」といっ）が改正され 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」といっ）は 政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的な実施機関と位置づけられた

本法改正により 同法第4条の機構の目的では 宇宙基本法（平成20年法律第43号）第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとりこととされた

機構法第19条第1項では 中期目標は宇宙基本計画に基づかなければならないとされている。加えて 防衛計画の大綱 地理空間情報活用推進基本計画 科学技術基本計画など関係する政策と十分な連携を図る

また 機構は 内閣府が 毎年度 宇宙開発利用施策の重点化及び効率化の在り方について提示する戦略的予算配分方針（経費の見積りの方針）等を踏まえて編成された予算に基づき 業務を行っこととする

これら関係の法令や計画を踏まえ 機構は 関係府省 他の独立行政法人や研究機関 民間事業者等と密接に連携しつ つ 大学等における学術研究の発展 宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図

空研究開発機構が達成すべき水準を
次期中期目標に明記することとする

る

1 宇宙利用拡大と自律性確保のための社会インフラ

(1) 測位衛星

初号機「みちひき」については 内閣府において実用準天
頂衛星システムの運用の受入れ準備が整い次第 移管する
世界的な衛星測位技術の進展に対応し 利用拡大 利便性
の向上を図り 政府 民間の海外展開等を支援するとともに
初号機「みちびき」を活用した利用技術や屋内測位 干渉影
響対策など測位衛星関連技術の研究開発に引き続き取り組
む

P15 3-1 A 測位衛星 (4) 5年間の開発利用計画

① 事業計画の着実な推進

2010年代後半を目途に4機体制を構築するため 準天
頂衛星システムの開発 整備を着実に推進する 内閣府が準
天頂衛星システムの開発 整備 運用の主体となることから
現在 JAXA の下で運用されている準天頂衛星初号機「みちび
き」を含めて内閣府で一体的に運用する体制とする

② 利用拡大と海外展開の推進

初号機「みちびき」を活用し 社会実証事業や海外展開に
必要となる取組を引き続き行うことにより 準天頂衛星ノ
システムの利用拡大及び利便性の向上と海外展開を進める
衛星測位は 多様な分野での活用が期待されることから
産学官連携の体制整備を図るとともに アジア太平洋地域に
おける産業界 学会 政府等を糾合するコミュニティー作り
に積極的に取り組む また 衛星測位の利用技術の研究開発
や海外の研究機関との連携を強化するため 衛星測位に係る
研究 教育拠点を国内に整備する

③ 国際連携の推進

測位衛星の保有国が参加する国際的な枠組み (測位衛星ノ
システムに関する国際委員会 (ICG International Committee on
GNSS) 等) を活用し 測位衛星の利用拡大を進める

④ 研究開発の推進

世界的な衛星測位技術の進展に対応し、測位衛星の機能の向上や、利用拡大、利便性の向上等を図るため、初号機「みちひき」を活用した利用技術の研究や次世代測位衛星技術の研究開発に引き続き取り組む。特に、干渉影響対策や有事における抗たん性確保のための研究を行う

⑤ G空間社会推進施策との連携

準天頂衛星システムで取得した個人情報等の扱いや政府として活用する範囲などの枠組みを検討するとともに、地理空間情報活用推進基本法に基づく地理情報システム(GIS)との連携を強化し、地理空間情報を高度に活用できるG空間社会の実現を図る。

(2) リモートセンシング衛星

我が国の防災、災害対策及び安全保障体制の強化、国土管理、海洋観測、リモートセンシング衛星データの利用促進、我が国宇宙システムの海外展開による宇宙産業基盤の維持向上、ASEAN諸国の災害対応能力の向上と相手国の人材育成や課題解決等の国際協力のため、関係府省と連携を取りつつリモートセンシング衛星の開発を行う。その際、他機関の衛星と協調することにより、利用拡大に不可欠となる同一種類のセンサーによる継続的なデータ提供と高い撮像頻度(1日1回以上の撮像)を目指し、光学(可視域中心)及びSAR(レザント、Xバンド等上記の目的に合致するもの)の衛星により構成される衛星コンステレーションとするべく衛星開発等に取り組む。これらによって「ASEAN防災ネットワーク構築構想」やセンチネルアジアに貢献する。また、衛星データ利用拡大について、官民連携により取り組むことで衛星運

P18 3-1 B リモートセンシング衛星 (4) 5年間の開発利用計画

① 衛星データの利用拡大の推進

衛星データ利用の市場規模は、世界で約1000億円、国内で約100億円であり、データを分析・加工するアプリケーションの一層の活性化、官民連携、省庁間連携等を通して市場の用途を拡大する必要がある。

国が保有する衛星のデータ利用を拡大するため、複数の衛星データを統合的に処理可能な「衛星データ利用促進プラットフォーム」の整備に着実に取り組む。また、産業、行政、大学等による新たな衛星データ利用のための実証研究等を支援するとともに、リモートセンシングに係る利用コミュニティの形成を図る。

② 衛星システムの計画的な構築

リモートセンシングの利用拡大のためには、官民の利用ニ

用を効率化するとともに 衛星データ利用技術の開発や実証を行う

「全球地球観測システム（GEOS）10年実施計画」に関する開発中の衛星については継続して実施し 気候変動 水循環変動 生態系等の地球規模の環境問題のモニタリングモデリング及び予測精度の向上に貢献する。この際には、他国との連携によるデータ相互利用 衛星以外の観測データとの連携や 各分野の大学の研究者等との連携を図る

国における画像データの取扱いに関するデータポリシーの検討を踏まえ テータ配布方針を適切に設定する

(3) 通信 放送衛星

通信 放送衛星については 東日本大震災を踏まえ 災害時等における通信のより確実な確保に留意しつつ 通信技術の向上及び我が国宇宙産業の国際競争力向上を図るため 将来の利用ニーズを見据えた要素技術の開発 実証等を行う

ーズや海外ニーズを取りまとめて衛星の仕様設定に反映する。また 衛星の効率的かつ効果的な開発 整備 運用のためには 官民連携や長期購入契約（アンカーテナンシー）等の政策手法を活用し進める。

具体的には、我が国衛星技術の強みをいかした「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」に賛同するアジア各国と共同でリモートセンシング衛星のコンステレーションを整備し、我が国のみならずアジア全体でのリモートセンシング衛星の利用拡大を図る。本コンステレーションの整備に当たっては、現在開発中の ASAR01、2 等も含める方向で検討する。

このような社会インフラとしての衛星システムを高度化するために必要となる研究開発を推進する

③ 標準的なデータポリシーの検討

衛星データ販売事業者等に係る規制事項や価格設定の在り方等の標準的なデータポリシーの在り方を検討する

④ G 空間社会推進施策との連携

地理空間情報活用推進基本計画を踏まえ 宇宙技術を地図作成や防災等に利用することにより G 空間社会の実現を図る

P20 3-1 C 通信 放送衛星 (4) 5年間の開発利用計画

① 国際競争力強化のための技術実証の推進

我が国の宇宙産業の国際競争力の強化を図るためには、将来のニーズを見据えて以下のような各要素技術について実証を行う。

また 将来に向けて大容量データ伝送に資する光衛星通信技術の研究を行う

a) 世界的な通信 放送衛星の大型化の世界動向を踏まえ 大電力（25kw級）の静止衛星ハスを商用化するための技術実証。

b) 衛星の長寿命化と通信 放送ニーズの多様化に対応し 打ち上げ後に需要の変化に対応可能な技術の開発 実証（例 テンタルヒームフォーミング技術 デンタルチャネライザ技術）

なお 大型展開アンテナについては 米国企業が高い競争力を有しており 年1機程度の需要であることから 政府による取組については慎重に検討を行う

② 政府における安全保障 防災等必要な衛星通信インフラの確保

現在 防衛省が進めている PFI を活用した高機能な X ハット衛星通信網の構築は 安全保障上重要であり 着実に整備する。

災害時の政府や自治体間等の衛星通信については 民間通信サービスの活用等により 確実に実施する なお 災害時のみに利用するシステムとするのではなく 平時から利用できることを含頭に置く

③ 東日本大震災を踏まえた災害時の通信インフラ確保のための技術開発

東日本大震災を踏まえた災害対応能力を強化するため 一つの地球局で複数の通信方式に柔軟に対応可能な衛星通信ネ

	<p>(4) 宇宙輸送システム</p> <p>宇宙輸送システムは 我が国が必要とする時に 必要な人工衛星等を 独自に宇宙空間に打ち上げるために不可欠な手段であり 今後とも自律的な宇宙輸送能力を保持していく</p> <p>我が国の基幹ロケットであるH-IIAロケット及びH-II Bロケットについては 一層の信頼性の向上を図るとともに 技術基盤の維持 向上を行い 世界最高水準の打上げ成功率を維持する H-IIAロケットについては 打上げサービスの国際競争力の強化を図る</p> <p>固体ロケットシステムについては 打上げ需要に柔軟かつ効率的に対応でき 低コストかつ革新的な運用性を有するイプソロンロケットの研究開発を行うとともに その高度化により更なる低コスト化を目指す</p> <p>また 液化天然ガス (LNG) 推進系等の将来輸送技術の研究開発を進める。</p> <p>これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に評価しつつ より中長期的な観点から 基幹ロケット 物資補給や再</p>	<p>ネットワーク技術等の開発を早期に行う</p> <p>④ データ中継衛星 (DRTS) の後継機</p> <p>データ中継衛星 (DRTS) については将来的に 国内外のリモートセンシング衛星に対するデータ中継サービスの提供に資する可能性があることから、データ中継衛星を必要とする衛星の整備計画の有無等に基づいて ミッションの相乗りサービス購入等による効率的な実現を考慮しつつ必要性を検討する また 将来に向けて、大量データ伝送に資する光通信技術の開発の在り方について検討する</p> <p>P23 3-1 D 宇宙輸送システム (4) 5年間の開発利用計画</p> <p>① 国内ロケットの優先的使用</p> <p>宇宙輸送システムの自律性の確保のため 政府衛星を打ち上げる場合には 国内ロケットを優先的に使用することを基本とする また 我が国の民間企業が衛星を打ち上げる場合にも 国内ロケットの使用を奨励する</p> <p>② 宇宙輸送システムに係る技術の継続的な高度化の推進</p> <p><u>固体ロケット技術の重要性を踏まえ、イプソロンロケットに係る現状の計画を進める。</u></p> <p>将来的に小型衛星の打ち上げ手段となる空中発射システムの研究開発を引き続き進める</p> <p><u>HIIAロケットの高度化に向けて、衛星の打ち上げ対応能力の向上、衛星分離時の衝撃の低減などを行い、打上げサービスの国際競争力の強化を図る。</u></p> <p>種子島宇宙センター等の施設老朽化か 打上げサービスへの制約や負担増加の要因となることのないよう 施設の更</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

突入 サブオービタル飛行 極超音速輸送 有人宇宙活動
再使用ロケット等を含め 我が国の宇宙輸送システムの在り
方について政府が実施する総合的検討の結果を踏まえ 必要
な措置を講じる

2 将来の宇宙開発利用の可能性の追求

(1) 宇宙科学 宇宙探査プログラム

人類の知的資産及び我が国の宇宙開発利用に新しい芽をも
たらす可能性を秘めた革新的 萌芽的な技術の形成を目的と
し 宇宙物理学 太陽系科学 宇宙飛行工学 宇宙機応用工
学及び学際科学において 長期的な展望に基づき また 一
定規模の資金を確保しつつ 我が国の特長を活かした独創的
かつ先端的な宇宙科学研究を推進し 世界的な研究成果をあ
げる

また 多様な政策目的で実施される宇宙探査について 政
府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる

①大学共同利用システムを基本とした学術研究

新 高度化を着実に進める

③ 総合的検討

今後 長期にわたり我が国が自律的な宇宙輸送能力を保持
し続けていくためには 十分な打ち上げ機会や開発機会の確
保 国際競争力の向上 射場等のインフラの効率的な整備や
維持等様々な課題に対処する必要がある

そのため、これまでの我が国ロケット開発の実績を十分に
評価しつつ、より中長期的な観点から、基幹ロケット、物資
補給や再突入、サブオービタル飛行、極超音速輸送、有人宇
宙活動、再使用ロケット等を含め、我が国の宇宙輸送システ
ムの在り方について速やかに総合的検討を行い、その結果を
踏まえ必要な措置を講じる。

P26 3-2 E 宇宙科学 宇宙探査プログラム (3) 5年 間の開発利用計画

学術としての宇宙科学 宇宙探査は、これまで我が国が世
界的に優れた成果を創出し人類の知的資産の創出に寄与して
いること、ISASを中心として大学を始めとする各研究機関と
連携した効率的な科学研究マネージメントの体制を有してい
ること等から、そのメカニズムを活用し、今後も一定規模の資
金を確保し、世界最先端の成果を目指す。

事業実施に当たっては、ISASを中心とする理学 工学双方
の学術コミュニティーの英知を集約し、本コミュニティーに
よるボトムアップの活力をそぐこと無く実施できるよう、
JAXA 内で緊密に連携する。

また、JAXA の探査部門と ISAS でテーマが重なる部分が

宇宙科学研究における世界的な拠点として 研究者の自主性の尊重 新たな重要学問分野の開拓等の学術研究の特性に鑑みつつ 大学共同利用システムを基本として

宇宙の起源とその進化についての学術研究を行う宇宙物理学

太陽 地球を含む太陽系天体についての学術研究を行う太陽系科学

宇宙飛行技術及び宇宙システムについての学術研究を行う宇宙飛行工学

宇宙機技術 地上システム技術 及びその応用についての学術研究を行う宇宙機応用工学

宇宙科学の複数の分野にまたがる 又は宇宙科学と周辺領域にまたがる学際領域 及び新たな宇宙科学分野の学術研究を行う学際科学

の各分野に重点を置いて研究を実施し 人類の英知を深めるに資する世界的な研究成果を学術論文や学会発表等の場を通して提供する

×大学共同利用機関法人における運営の在り方を参考にし 大学 研究所等の研究者の参画を広く求め 関係研究者の総意の下にプロジェクト等を進めるシステム

ることから、JAXA内での科学的な取組について、これをISASに一元化することを含め整理する。多様な政策目的で実施される宇宙探査については、有人か無人かという選択肢も含め費用対効果や国家戦略として実施する意義等について、外交 安全保障、産業競争力の強化、科学技術水準の向上等の様々な観点から、検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

なお、一定の資金確保に当たっては、科学の発展や衛星開発のスケジュールに柔軟な対応が必要である。特に、近年、宇宙科学 宇宙探査のプロジェクトは大規模化の傾向にあることから、他の政策目的との連携等を図りながら、効率的に推進する。

②宇宙科学 宇宙探査プロジェクト

大学共同利用システム等を通して国内外の研究者と連携し、学間的な展望に基づいて科学衛星、国際宇宙ステーション (ISS) 搭載装置及び小型飛翔体等を研究開発、運用することにより、①に掲げた宇宙物理学、太陽系科学、宇宙飛行工学、宇宙機応用工学及び学際科学の各分野に重点を置きつつ、大学共同利用システムによって選定されたプロジェクトを通して、我が国の独自性と特徴を活かした世界一級の研究成果の創出及びこれからの担った新しい学問分野の開拓に貢献するデータを創出、提供する。その際、宇宙探査プロジェクトの機会も有効に活用する。

また、探査部門と宇宙科学研究所 (ISAS) でテーマが重なる部分があることから、機構内での科学的な取組については ISAS の下で実施するなど、適切な体制により実施する。

また、多様な政策目的で実施される宇宙探査については、有人か無人かという選択肢も含め費用対効果や国家戦略として実施する意義等について、外交、安全保障、産業競争力の強化、科学技術水準の向上等の様々な観点から、政府の行う検討の結果を踏まえて必要な措置を講じる。

(2) 有人宇宙活動プログラム

①国際宇宙ステーション (ISS)

国際宇宙基地協定の下、我が国の国際的な協調関係を維持、強化するとともに、人類の知的資産の形成、人類の活動領域の拡大及び社会、経済の発展に寄与することを目的と

P27 3-2 F有人宇宙活動プログラム (3) 5年間の開発利用計画

ISS については、費用対効果について常に評価するとともに、不断の経費削減に努める。

具体的には、2016年以降、国際ハートナーとのプロジェクト全体の経費削減や運用の効率化、アシア諸国との相互の利益にかなった「まぼろし」の利用の推進等の方策により経費

	<p>し 国際宇宙ステーション (ISS) 計画に参画する</p> <p>ISS における宇宙環境利用については これまでの研究成果の経済的 技術的な評価を十分に行うとともに 将来の宇宙環境利用の可能性を評価し ISS における効率的な研究と研究内容の充実を図る また ISS からの超小型衛星の放出による技術実証や国際協力を推進する。</p> <p>なお ISS 計画への参画にあたっては 費用対効果について評価するとともに 不断の経費削減に努める</p> <p>ア 日本実験棟 (JEM) の運用 利用</p> <p>日本実験棟 (JEM) の運用を着実に進めるとともに ISS におけるこれまでの成果を十分に評価し 成果獲得見込みや社会的要請を踏まえた有望な分野へ課題重点化を行い JEM を一層効果的 効率的に活用することで より多くの優れた成果創出を目指す</p> <p>加えて ポスト ISS も見据えた将来の無人 有人宇宙探査につながる技術 知見の蓄積に努める</p> <p>また ISS からの超小型衛星の放出等の技術実証や アジア諸国の相互の利益にかなう「きぼう」の利用等による国際協力を推進する</p> <p>イ 宇宙ステーション補給機 (HTV) の運用</p> <p>宇宙ステーション補給機 (HTV) の運用を着実に進めよう。</p> <p>②将来的な有人宇宙活動</p> <p>国際協力を前提として実施される有人宇宙活動について</p>	<p>の圧縮を図る。</p> <p>ISS における宇宙環境利用については、これまでの研究成果の経済的 技術的な評価を十分に行うとともに、将来の宇宙環境利用の可能性を産学官が一体となって評価し、ISS における効率的な研究と研究内容の充実を図る。また、ISS からの超小型衛星の放出による技術実証や国際協力を推進する。</p> <p>なお、将来的に国際協力を前提として実施される有人宇宙活動に対する我が国の対応については、外交 安全保障、産業基盤の維持、産業競争力の強化、科学技術等の様々な側面から検討する。</p> <p>P40 3-3 (6) 宇宙開発利用を支える人材育成と宇宙教育の推進 ②5年間の開発利用計画</p> <p>b) 新興国の人材育成への協力</p> <p>宇宙開発利用を推進する新興国は 宇宙政策や宇宙産業を担う人材育成に対するニーズが高く アジア太平洋地域を中心に我が国への期待が大きい</p> <p>そのため 新興国からの留学生の受け入れに対する政府支援を強化するとともに 大学レベルでの超小型衛星開発事業や国際宇宙ステーション計画 (ISS) などの我が国宇宙開発利用プロジェクトの実施を通じ、新興国の人材育成に貢献する</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外交 安全保障 産業基盤の維持及び産業競争力の強化 科学技術等の様々な側面から行われる国の検討に協力する

(3) 宇宙太陽光発電研究開発プログラム

我が国のエネルギー需給見通しや将来の新エネルギー開発の必要性に鑑み 無線による送電技術等を中心に研究を著実に進める

P29 3-2 G 宇宙太陽光発電研究開発プログラム (3)

5年間の開発利用計画

宇宙太陽光発電システムについては、我が国のエネルギー需給見通しや将来の新エネルギー開発の必要性に鑑み、無線による送電技術等を中心に研究を著実に進める 宇宙空間での実証に関しては その費用対効果も含めて実施に向けて検討する

第1 事務及び事業の見直し

4 航空科学技術に関する研究開発の重点化

航空科学技術に関する研究開発については 安全と環境に関連するものへの重点化を進める中で 国が独立行政法人に実施させるべき先端的 基盤的な研究開発に更に特化するものとし その具体的な方針を次期中期目標に明記することとする その上で 民間に対し技術移転を行うことか可能なレベルに達したものは 順次廃止することとする

3 航空科学技術

航空科学技術については 4 に記載する基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を推進するとともに 環境と安全に関連する研究開発への重点化を進める中であっても 先端的 基盤的なものに更に特化した研究開発を行う

(1) 環境と安全に重点化した研究開発

エンジンの高効率化 現行及び次世代の航空機の低騒音化並びに乱気流の検知能力向上等について 実証試験等を通して成果をあげる

防災対応については 関係機関と積極的に連携した上で 無人機技術等必要となる研究開発を推進する

(2) 航空科学技術の利用促進

産業界等の外部機関における成果の利用の促進を図り 民

間に対し技術移転を行うことか可能なレベルに達した研究開発課題については順次廃止する

さらに 関係機関との連携の下 公正中立な立場から航空分野の技術の標準化 基準の高度化等へ貢献する取組を積極的に行う

4 横断的事項

(1) 利用拡大のための総合的な取組

①産業界 関係機関及び大学との連携 協力

国民生活の向上 産業の振興等に資する観点から 社会的ニーズの更なる把握に努めつつ 宇宙について政府かとりまとめる利用者ニーズや開発者の技術ニーズを開発内容に反映させ これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう 産学官連携の下 衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転 利用実証の実施及び実証機会の提供 民間 関係機関間での一層の研究開発成果の活用 民間活力の活用等を行う

我が国の宇宙航空分野の利用促進 産業基盤及び国際競争力の強化に資するため 必要な支援を行う また 超小型衛星の打上げ機会の提供や開発支援等 衛星利用を促進する環境の一層の整備を行う さらに 利用料に係る適正な受益者負担や 利用の容易さ等を考慮しつつ 機構の有する知的財産の活用や施設 設備の供用を促進する

また 宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から 他の研究開発型の独立行政法人 大学及び民間との役割分担 連携を図るとともに

P29 3-8 (1) 宇宙利用の拡大のための総合的施策の推進 ②5年間の開発利用計画

宇宙を利用する関係府省等の利用者が宇宙開発利用に係る事業を管理 推進することか利用拡大には最も有効であることから 利用者か事業主体になることを目指す そのために関係府省等による宇宙利用を促進させるために必要な措置を講じる

政府による衛星開発に際しては 研究開発段階から利用者と連携して技術仕様を設定するとともに 民間事業者に衛星運用を委託する等、衛星の利用拡大に向けた効率的な開発・運用体制を整備するなど利用者の関与を強める。

これら一連の事業実施に当たっては 内閣府がユーザーの視点に立って評価を行う また メーカーとユーザー等異業種連携を促進するための環境整備を図る。利用分野ごとに利用に関連する拠点の整備や 海外人材の受け入れ等を併せて推進する

宇宙を利用したサービスが継続的に提供されるため 民間事業者の提案に応じて社会実証等を行うとともに 利用者の裾野を広げるため 目的や用途に応じ衛星の小型化(超小型衛星等を含む)や民生品の利用等によりコストの低減を図る

第1 事務及び事業の見直し

1 宇宙政策全体の中での宇宙航空

研究開発機構の位置付け(再掲)
宇宙航空研究開発機構については

貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し 政府全体として事業の成果の最大化を図る観点から 平成24年7月に構築された新たな宇宙開発利用の戦略的な推進体制の下 宇宙基本計画に基づき策定される中期目標において 宇宙航空研究開発機構の使命及びその達成すべき目標の明確化を図り 宇宙政策全体の中で宇宙航空研究開発機構が真に担うべき事業に重点化することとする その際 宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から 他の研究開発型の独立行政法人 大学及び民間との役割分担 連携を図ることとする。

上記の取組を行うに当たり宇宙航

空研究開発機構が達成すべき水準を次期中期目標に明記することとする。

第1 事務及び事業の見直し

2 研究成果の社会還元の実確化

宇宙航空研究開発機構の実施する事業については、宇宙基本法（平成20年法律第43号）に宇宙開発利用に関する基本理念として規定されている国民生活の向上、産業の振興等に資する観点から、これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう、産学官連携の下、社会的ニーズの更なる把握に努め、研究開発等の事業へ反映させることとする。また、研究成果等の具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにすることとする。

第1 事務及び事業の見直し

3 宇宙事業における民間への技術移転等の促進

宇宙事業については、宇宙基本法に基本的施策として規定されている民間事業者による宇宙開発利用の促進の観点から、衛星運用やロケット打上げ等の民間への更なる技術移転を行うとともに、民間関係機関等における一層の研究開発成果の活用を進めることとする。

関係機関及び大学との間の連携協力協定の活用等を通して一層の研究開発成果の創出を行う。

また、幅広い分野の産業界や地方自治体を含めた関係行政機関に、宇宙開発利用の利便性やベストプラクティスに係る啓発活動として、ノボノウムやセミナー等を通じた理解普及を行うことか必要である。さらに宇宙開発利用の優れた取組や功績に対する顕彰制度を整備する。

P45 第4章（1）④ 宇宙開発利用に関する関係府省等連絡調整会議の開催

内閣府は、関係府省からなる連絡調整会議等を活用して、宇宙政策全般に関する調整を行うとともに、利用者のニーズや開発者の技術ニーズ等を取りまとめ、これを開発内容に反映する等、効率的、効果的な宇宙政策の企画、立案及び総合調整を行う。

②民間事業者の求めに応じた援助及び助言

人工衛星等の開発 打上げ 運用等の業務に関し 民間事業者の求めに応じて 機構の技術的知見等を活かした 金銭的支援を含まない援助及び助言を行う。

(2) 技術基盤の強化及び産業競争力の強化への貢献

経済 社会の発展や我が国の宇宙航空活動の自律性 自在性の向上及びその効果的 効率的な実施と 産業競争力の強化に貢献することを目的とし 技術基盤の強化及び中長期的な展望を踏まえた先端的な研究等を実施するとともに 基盤的な施設 設備の整備を行う。

①基盤的 先端的技術の強化及び国際競争力の強化への貢献

衛星システムや輸送システムの開発 運用を担う企業の産業基盤の維持を図るため 民間事業者による利用の開拓や海外需要獲得のための支援を強化する 民間事業者の国際競争力強化を図るため 宇宙実証の機会の提供等を行う。

企業による効率的かつ安定的な開発 生産を支援するため 機構が開発する衛星について 部品 コンポーネント等のノリス化 共通化などに取り組むとともに 事業者の部品一括購入への配慮を促す 部品の枯渇や海外への依存度の増大などの問題解決に向けた検討を行い 必要な措置を講じる

海外への依存度の高い技術や機器について 中小企業を含めた国内企業からの導入を促進する また 我が国の優れた民生部品や民生技術の宇宙機器への転用を進めるため 政府

P31 3-3 (2) 強固な産業基盤の構築と効果的な研究開発の推進 ②5年間の開発利用計画

a) 研究開発の推進

我が国の宇宙産業の国際競争力が低い理由としては 我が国では 特に1990年以降 事業化や産業化の視点を重視した政府投資による研究開発が十分でなかったため 国際市場に必要な低コスト化 軌道上実証の実績作りが不十分であり 政府投資の成果が 宇宙利用の拡大による市場創出や産業競争力の向上に十分寄与していない側面がある また 産業界も十分な研究開発投資がなされてこなかったことか考えられる。欧米では 政府需要により軌道上での運用実績を積み上げ その実績により民間需要の獲得につなげている

こうした観点を踏まえ 今後 学術目的以外の研究開発については、宇宙利用の拡大や産業化の視点から取り組む

また 継続的に産業競争力を向上させていくためには 新分野の開拓なども重視する

b) 産業基盤の強化

衛星システムや輸送システムの開発 運用を担う企業は 我が国の自律的な宇宙活動を担う基幹産業とも言うべき産業

か一体となって行つ試験方法の標準化や効率的な実証機会の提供等に貢献する

基盤的な宇宙航空技術に関する研究開発を進めることでプロジェクトの効果的 効率的な実施を実現する また 我が国の宇宙産業基盤を強化する観点から 市場の動向を見据えた技術開発を行い プロジェクトや外部機関による技術の利用を促進する 将来プロジェクトの創出及び中長期的な視点か必要研究については 最終的な活用形態を念頭に 機構が担うべき役割を明らかにした上で実施する

であることから その産業基盤の維持を図るため 民間事業者による国内需要の開拓や海外需要獲得のための政府による支援を強化する。民間事業者の国際競争力強化を図るため、宇宙実証の機会の提供や研究開発の支援を行うとともに 技術水準の持続的な維持 向上により信頼性向上やコスト低減を図る。その際 官民が協力して海外展開や効果的な研究開発を推進するための技術研究組合制度等の活用を検討する

当面 獲得を目指すべき海外需要としては 商用の通信放送衛星及び新興国による需要拡大が顕著な地球観測衛星が挙げられる

通信 放送分野は 商業衛星市場の約75%を占めるためこの市場を獲得することか産業基盤を維持する上で重要である 通信 放送衛星については ハスの大型化 需要変化に柔軟に対応可能な技術の開発 実証を行つ また 地球観測衛星については 低コスト化 高分解能センサー 複数衛星の連携運用技術等 市場ニーズを満たす技術を官民連携により開発 実証する

政府は 民間事業者によるインフラ海外展開を積極的に推進する 特にアノア諸国を中心とした新興国では 自国の技術者や産業の育成等に関心が高いことから こつしたニーズを踏まえた人材育成や技術協力を進めるなど 各国との協力関係を深めていく

政府は 産業基盤の維持 強化を図る上で 衛星開発における官民連携 補助金 需要保証など柔軟な政策手法を活用するとともに 海外展開支援に当たっても ODA 政策金融の活用など 効率的かつ効果的な支援策を講じる

企業による効率的かつ安定的な開発 生産を支援するため、政府が開発する衛星について、中長期の開発利用計画の提示や部品 コンポーネント等の小型化、ノリース化、共通化、部品の一括購入などに取り組む。部品の枯渇や海外への依存度の増大などの問題解決に向けた検討を行う。

安定的な確保が求められる技術や機器について中小企業を含めた国内企業の参入を促進する また 政府が一体となって試験方法の標準化や効率的な実証機会の提供等に取り組む、我が国の優れた民生部品や民生技術の宇宙機器への転用を進める

文部科学省及び経済産業省を始めとする関係府省 JAXA 等の研究機関 産業界及び学界がこれまで以上に連携し 技術開発のロートマンの作成など研究開発と産業競争力の強化を通じた産業基盤の維持 強化を一体的かつ計画的に推進する。

②基盤的な施設 設備の整備

衛星及びロケットの追跡 管制のための施設 設備 環境試験 航空機の風洞試験等の試験施設 設備等 宇宙航空研究開発における基盤的な施設 設備の整備について 機構における必要性を明らかにした上で行い 我が国の宇宙航空活動に支障を来さないよう機構内外の利用需要に適切に応える

(3) 宇宙を活用した外交 安全保障政策への貢献と国際協力

P33 3-3 (3-1) 宇宙外交の推進 ②5年間の開発利

政府による外交 安全保障分野における宇宙開発利用の推進 二国間協力 多国間協力で積極的に貢献する。

国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) における 宇宙空間の研究に対する援助 情報の交換 宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討に積極的に貢献する

宇宙活動の持続可能性の強化のために「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に協力するとともに 諸外国の関係機関 国際機関等と協力関係を構築する

機構の業務運営に当たっては 宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を我が国として誠実に履行するために必要な措置を執るとともに 輸出入等国際関係に係る法令等を遵守する

用計画

a) ASEAN 諸国を始めとする新興国に対する積極的な「宇宙外交」の推進

「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」の推進 APRSAF センチネルアニア等の枠組みの活用 アニア開発銀行等との協力を通し アニアを中心とする新興国との協力を 我が国のリーターノープの下で着実に進める

b) 多国間協力の着実な推進

国連宇宙空間平和利用委員会 (COPUOS) における、宇宙空間の研究に対する援助、情報の交換、宇宙空間の平和利用のための実際的方法及び法律問題の検討に積極的に貢献する。

宇宙活動の持続可能性の強化のため、「宇宙活動に関する国際行動規範」の策定に、我が国としても積極的に取り組むとともに、できるだけ多くの国が参加するよう協力する。

また 我が国は 宇宙活動の透明性 信頼醸成措置(TCBM)に関する政府専門家会合 (GGE) の議論の動向を注視し 参加国を通して我が国の意見が反映されるよう取り組む

ニューネーブ軍縮会議 (CD) での「宇宙における軍備競争の防止 (PAROS Prevention of an Arms Race in Outer Space)」等の重要な課題に関する議論に我が国として引き続き積極的に参加する

c) 宇宙先進国との二国間関係の強化

米国との民生 安全保障両分野における宇宙政策の戦略的な対話を強化していくとともに 他の先進国との二国間対話

の強化により 宇宙政策全般に係る協力関係を強化する。

d) 宇宙開発利用に関する国際標準化の推進

宇宙開発利用を進めていく上で 我が国の主導により宇宙技術に関する設計 品質 評価方法に関する国際標準化を推進する。

P39 3-3 (4) 相手国のニーズに応えるインフラ海外展開の推進 ②5年間の開発利用計画

今後 国が行う衛星開発や技術開発については 我が国宇宙産業の国際競争力強化に資する形で取り組む

「ASEAN 防災ネットワーク構築構想」や「チリにおける防災警報システム」のように 相手国の抱える課題解決のための「ソリューション提案型の戦略作り」を進め ニーズの掘り起こしを図る

相手国のニーズに応えるため 関係省庁間の協力を密にし 衛星の提供に留まらず 人材育成、技術移転、相手国政府による宇宙機関設立への支援等を含めたパッケージで取り組む

これらの取り組みと併せて 政府幹部によるトップセールスや在外公館の活用等を進める 海外市場獲得に当たっては 宇宙機器の全体システムのみならず サブシステムや部品等様々なレベルで進める。

P39 3-3 (5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集 調査分析機能の強化 ②5年間の開発利用計画

宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するため、宇宙

(4) 相手国ニーズに応えるインフラ海外展開の推進

相手国のニーズに応えるため 関係省庁との協力を密にしつつ 人材育成 技術移転 相手国政府による宇宙機関設立への支援等を含め 政府が推進するインフラ海外展開を支援する

(5) 効果的な宇宙政策の企画立案に資する情報収集 調査分析機能の強化

宇宙開発利用に関する政策の企画立案に資するために 宇宙分野の国際動向や技術動向に関する情報の収集及び調査分析機能を強化し 関係者等に対して必要な情報提供を行う 国内においては大学等とのネットワークを強化し 海外においては機構の海外駐在員事務所等を活用し 海外研究調査機関や国際機関との連携を図る

(6) 人材育成

宇宙航空分野の人材の裾野を拡大し 能力向上を図るため 政府 大学 産業界等と連携し 大学院教育への協力や青少年を対象とした教育活動等を通して外部の人材を育成するとともに 外部との人材交流を促進する

①大学院教育等

先端的宇宙航空ミッション遂行現場での研究者 技術者の大学院レベルでの高度な教育機能 人材育成機能を継承 発展させるため 大学共同利用システム等を活用し 機構の研究開発活動を活かした大学院教育への協力を行うとともに 産業界や大学との間で人材交流を実施し 我が国の宇宙航空産業及び宇宙航空研究の水準向上に貢献する

②青少年への教育

学校に対する教育プログラム支援 教員研修及び地域 市民団体等の支援等の多様な手段を効果的に組み合わせ 年代に応じた体系的なカリキュラムの構築を行うこと 青少年

政策委員会及びJAXAの情報収集、調査分析機能を強化する

国内においては大学等とのネットワークを強化し、海外においては在外公館やJAXAの海外駐在員事務所等を活用し、海外研究調査機関や国際機関のほか、海外事情に精通する人材との連携を図る。

また、情報収集、調査分析した成果については、定期的に情報発信し、関係者間で情報共有を図る。

P40 3-3 (6) 宇宙開発利用を支える人材育成と宇宙教育の推進 ②5年間の開発利用計画

a) 宇宙開発利用を支える人材の育成及び確保

我が国の宇宙開発利用を支える人材の育成に関し、学術のための宇宙科学を含む宇宙開発利用全体の研究開発を引き続き先導する人材と、宇宙機器産業の人材に加え、宇宙利用の拡大を支える宇宙利用サービス産業やユーザー産業における人材、さらにはプロジェクトをまとめて上げる総合力を有する人材が求められており、政府、自治体、大学、JAXA、産業界等と連携し、人文 社会科学分野も含めた人材の育成及び確保や宇宙教育の強化を図る。

また、科学技術に対するリテラシーを向上させる上で、宇宙は青少年期から興味や関心を持ちやすい分野であり、学習意欲の向上にも有効と考えられることから、宇宙教育を重要な手段として科学技術に関する初等中等教育を充実する。

か宇宙航空に興味 関心を抱く機会を提供するとともに 広く青少年の人材育成 人格形成に貢献する また 宇宙航空教育に当たる人材の育成を的確に行つ。

(7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮

政府による COPUOS や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に関する取組に積極的に協力する

我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため デブリとの衝突等から ISS 人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視 (SSA) 体制についての政府による検討に協力する

今後 国際的な連携を図りつつ 我が国の強みをいかし 世界的に必要とされるデブリ除去技術等の研究開発を着実に実施する。

P41 3-3 (7) 持続的な宇宙開発利用のための環境への配慮 ②5年間の開発利用計画

a) 宇宙環境の保全

i 国際的な対話の推進

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、COPUOS や宇宙空間の活用に関する国際的な規範づくり等に我が国としても積極的に参加し、国際的な貢献を行つ

ii スペースデブリ低減ガイドライン

国連スペースデブリ低減ガイドラインなどの国際的な勧告及び ISO 規格等を考慮に入れて宇宙開発利用を推進する

iii 宇宙状況監視 (SSA)

我が国の安全かつ安定した宇宙開発利用を確保するため デブリとの衝突等から国際宇宙ステーション (ISS) 人工衛星及び宇宙飛行士を防護するために必要となる宇宙状況監視 (SSA) 体制について検討を行つ また 宇宙利用や地上に影響を与える太陽活動や宇宙環境変動などの自然現象を観測 解析 予測する宇宙天気予報についても充実 強化を行つ

iv デブリ除去技術開発

今後、国際的な連携を図りつつ、我が国の強みをいかし、世界的に必要とされるデブリ除去技術等の開発を着実に実施する

b) 地球環境への配慮

宇宙開発利用は 国民生活の利便性の向上や産業 行政の高度化 効率化に寄与するのみならず 地球規模のエネルギー 環境問題の解決への手段となり得る可能性を秘めている そのような宇宙の開発利用に当たっては 開発利用そのものか地球環境に与える影響について配慮する必要がある

P45 第4章 (1) ③宇宙関連施策の評価

関係府省の宇宙関連施策を 政府全体として効率的かつ効果的に実施する必要がある 宇宙関連施策は 長期間かつ多

第1 事務及び事業の見直し

2 研究成果の社会還元の明確化 (再掲)

宇宙航空研究開発機構の実施する事業については 宇宙基本法 (平成20年法律第43号)に宇宙開発利用に関する基本理念として規定されている国民生活の向上 産業の振興等に資する観点から これまで以上に研究開発の成果が社会へ還元されるよう 産学官連携の下 社会的ニースの更なる把握に努め 研究開発等の事業へ反映させることとする また 研究成果等の具体的な還元内容を国民に分かりやすい形で明らかにすることとする

(8) 情報開示 広報

宇宙航空研究開発は 国民生活の向上 産業振興等に資するものであり このような観点から 機構の事業内容やその成果について ユーザーであり出資者でもある国民の理解を得ることか不可欠である

このため Web サイト等における分かりやすい情報開示を行うとともに Web サイト Eメール ハンフレント 施設公開及びインボウム等の多様な手段を用いた広報活動を展開する

この際 情報の受け手との双方向のやりとりが可能な仕組みを構築する等 機構に対する国民の理解増進のための工夫を行う

また 宇宙航空研究開発の成果については その国外への発信か我が国の国際的なプレゼンスの向上をもたらすことから 英語版 Web サイトの充実等 海外への情報発信を積極的に行つ

(9) 事業評価の実施

世界水準の成果の創出 利用促進を目的としたユーザーとの

<p><u>第3 業務全般に関する見直し</u></p> <p>1 内部統制については 更に充実強化を図ることとする その際 総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価 独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にとすることとする</p>	<p>連携及び新たな利用の創出 我が国としての自律性 自在性の維持 向上並びに効果的 効率的な事業の実施を目指し 機構の実施する主要な事業について宇宙政策委員会の求めに応じ評価を受けるとともに 事前 中間 事後において適宜機構外の意見を取り入れた評価を適切に実施し 事業に適切に反映する。特に 大学共同利用システムを基本とする宇宙科学研究においては 有識者による評価をその後の事業に十分に反映させる</p> <p>III 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 内部統制 ガバナンスの強化</p> <p>情報セキュリティ プロジェクト管理 契約の適正化等のための対応を行うとともに 機構の業務運営 危機管理が適切に実施されるよう 内部統制 ガバナンスを強化するための機構内の体制を整備する</p> <p>(1) 情報セキュリティ</p> <p>政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ 情報セキュリティに係るシステムの見直し 機構の内部規則の充実及びその運用の徹底 関係民間事業者との契約における適切な措置など 情報セキュリティ対策のために必要な強化措置を講じる</p> <p>(2) プロジェクト管理</p> <p>機構が実施するプロジェクトについては 経営層の関与し</p>	<p>額の費用を要し、多くの場合 事業開始後の大きな方針変更が難しい</p> <p>したがって <u>主要な事業については、事業着手の前に宇宙政策委員会において、厳正に評価する</u></p> <p>また <u>事業開始後も中間評価を行うことによって、適宜事業内容の修正等を行うとともに、事後評価を行うことによって、他の事業の改善に役立て、今後の事業に反映する</u></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>?</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>5 契約の不正再発防止</p> <p>宇宙航空研究開発機構が行った契約については平成10年に判明した契約相手先による過大請求事案に続き24年1月にも同様の事案が判明している</p> <p>このため再発防止の観点から第三者を含めて宇宙航空研究開発機構のガバナンスや契約管理上の問題を含めた不正発生の原因究明を徹底的に行なった結果を踏まえて契約相手先との関係を含め宇宙航空研究開発機構における契約管理体制の見直しを含めた抜本的な再発防止策を講ずることにより不正の抑止を図ることとする。</p> <p>第1 事務及び事業の見直し</p>	<p>たマネジメントの体制を維持するプロジェクトの実施に当たっては担当部門とは独立した評価組織による客観的な評価によりリスクを明らかにしプロジェクトの本格化の前にフロントローディングによりリスク低減を図るとともに計画の実施状況を適切に把握し計画の大幅な見直しや中止をも含めた厳格な評価を行った上でその結果を的確にフィードバックする。また計画の大幅な見直しや中止が生じた場合には経営層における責任を明確化するとともに原因の究明と再発防止を図る。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ機構の締結する契約については真にやむを得ないものを除き原則として一般競争入札等によることとするまた同計画に基づき機構が策定した随時契約見直し計画ののっとり随時契約によることかできる限度額等の基準を国と同額とする一般競争入札等により契約を締結する場合であっても真に競争性透明性が確保されるよう留意する随時契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請するまた随時契約見直し計画の実施状況をWebサイトにて公表する</p> <p>また機構が締結した契約の履行に関しては履行における不正を抑止するため契約管理体制の見直しを含めた抜本的な不正防止策を講ずる</p>	
<p>第1 事務及び事業の見直し</p>	<p>2 柔軟かつ効率的な組織運営</p>	

1 宇宙政策全体の中での宇宙航空

研究開発機構の位置付け（再掲）

宇宙航空研究開発機構については貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し 政府全体として事業の成果の最大化を図る観点から 平成24年7月に構築された新たな宇宙開発利用の戦略的な推進体制の下 宇宙基本計画に基づき策定される中期目標において 宇宙航空研究開発機構の使命及びその達成すべき目標の明確化を図り 宇宙政策全体の中で宇宙航空研究開発機構が真に担うべき事業に重点化することとする その際 宇宙開発利用における研究機関や民間からの主体的かつ積極的な参加を促す観点から 他の研究開発型の独立行政法人 大学及び民間との役割分担 連携を図ることとする

上記の取組を行うに当たり宇宙航空研究開発機構が達成すべき水準を次期中期目標に明記することとする

貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し 理事長のリーダーシップの下 研究能力及び技術能力の向上 及び経営管理能力の強化を図り 事業の成果の最大化を図る また 責任と裁量権を明確にしつつ 柔軟かつ機動的な業務執行を行うとともに 効率的な業務運営を行う。

3 業務の合理化 効率化

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を推進するため 民間活力の活用や自己収入の拡大を図るとともに 関係府省との情報交換等を通じ 事業内容が重複しないように配慮する

①経費の合理化 効率化

機構は 民間事業者への委託による衛星運用の効率化や射場等の施設設備の維持費等を節減することに努める また 業務の見直し 効率的な運営体制の確保等により 一般管理費について 法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費及び収入増に切合事業経費相当の特殊要因経費を除き 平成24年度に比へ中期目標期間中にその〇%以上 その他の事業費については 新規に追加される業務拡充業務等を除き その〇%以上の効率化を図る たたし 人件費については 次項に基づいた効率化を図る なお 国の資産債務改革の趣旨を踏まえ 野木レーダーステーションについて国庫納付する等 遊休資産の処分等を進める

P43 3-4 (1) 重複排除

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を推進するため、プロジェクトやその中で行われる研究開発内容の重複を排除することが重要である

また 現在 実施されている小型衛星の実証事業や機器部品等の信頼性向上のための宇宙実証事業などに関しては 関係府省協力の下 効率的かつ効果的に推進する

P43 3-4 (2) 民間活力の活用

政府による衛星開発事業の実施に当たっては PFI など官民連携により 民間企業の宇宙ビジネスへの参入を促進させるとともに 経費の削減を図る また 民生部品の活用 衛星開発における民間出資の受入れ 補助金による民間負担を導入した衛星開発など 民間活力を活用し、効率的に事業を実施する

P44 3-4 (6) 運営経費や施設設備の維持費の合理化

衛星等の運用費については、複数衛星の運用を一括して民間事業者に委託したり、商業価値のある衛星データについては民間活力を利用しつつデータの販売益によって運用費に充当するなど効率化を進める

また 射場等宇宙開発利用に係る施設設備の維持費等を節

<p>第2 業務実施体制の見直し</p> <p>管理部門については、業務運営の効率化の観点から、次期中期目標期間において、情報システム等の活用を踏まえた職員の再配置を引き続き進めることにより、一層の人員やコストの削減を図ることとする</p>	<p>②人件費の合理化 効率化</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする</p> <p>給人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする</p> <p>4 情報技術の活用</p> <p>情報技術及び情報システムを用いて研究開発プロセスの革新及び業務運営の効率化を図り、プロジェクト業務の効率化や信頼性向上を実現する</p> <p>また、財務会計業務及び管理業務に係る主要な業務システムについて、最適化計画を実施し、同計画に基づく業務の効率化を実現する</p>	<p>減速することに努める</p>
<p>第3 業務全般に関する見直し</p> <p>2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うこととする。</p> <p>3 1及び2のほか、既往の閣議決定等にて示された政府方針に基づく取組について、着実に実施することとする</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>固定的経費の節減等による予算の効率的な執行、競争的資金や受託収入等の自己収入の増加等に努め、より適切な財務内容の実現を図る。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設 設備に関する事項</p> <p>衛星等の確実な打上げ及び運用と、研究の推進に必要な施</p>	

設 設備の更新 整備を重点的 計画的に実施することに努める

2 人事に関する事項

キャリアハスの設計 職員に対するヒアリングの充実及び外部人材の登用等 人材のマネジメントの恒常的な改善を図り 高い専門性や技術力を持つ研究者 技術者 プロジェクトを広い視野でマネジメントする能力を持つ人材を育成するとともに ニーズ指向の浸透を図り 機構内の一体的な業務運営を実現する。

また 業務の円滑な遂行を図る

3 安全 信頼性に関する事項

経営層を含む安全及びミノノノ保証のための品質保証管理体制を構築 維持し その内部監査及び外部監査における指摘事項を的確に反映する等により 課題を減少させ ミノノノの完全な喪失を回避する。万一ミノノノの完全な喪失が生じた場合には 経営層における責任を明確化するとともに 原因の究明と再発防止を図る

また 打上げ等に関して 国際約束 法令及び科学技術学術審議会が策定する指針等に従い 安全確保を図る